

## ○事業所等に対する交通安全指導実施要領の制定について

平成29年3月27日例規（交総）第28号

最近改正

令和5年6月23日例規（交総）第50号

この度、別記のとおり事業所等に対する交通安全指導実施要領を制定し、平成29年4月1日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

なお、「事業所等に対する交通安全診断実施要領の制定について」（昭和57年12月24日例規（交総）第36号）は、廃止する。

### 別 記

#### 事業所等に対する交通安全指導実施要領

##### 第1 趣旨

この要領は、事業所等に対する交通安全指導の効果的な実施に関し必要な事項を定めるものとする。

##### 第2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 事業所等 業務に関し自動車を使用する事業所又は事業を営む個人をいう。
- (2) 安全運転管理者 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3第1項に規定する安全運転管理者をいう。
- (3) 副安全運転管理者 法第74条の3第4項に規定する副安全運転管理者をいう。
- (4) 安全運転管理者等 安全運転管理者又は副安全運転管理者をいう。
- (5) 運行管理者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第23条又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第18条に規定する運行管理者をいう。
- (6) 安全運転管理者等講習 法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習をいう。

##### 第3 対象事業所等

交通安全指導の実施の対象とする事業所等（以下「対象事業所等」という。）は、次のいずれかに該当することとなった大阪府内に所在する事業所等とする。

- (1) 安全運転管理者又は運行管理者を選任している事業所等の運転者が、当該事業所等の業務又は通勤（以下「業務等」という。）において、自動車又は一般原動機付自転車を運転中に、次に掲げる交通事故、交通違反等を起こした場合

ア 死亡事故

イ ひき逃げ

ウ 無免許運転又は無資格運転（以下「無免許運転等」という。）による交通事故

エ 酒酔い運転又は酒気帯び運転（以下「飲酒運転」という。）による交通事故

オ 危険運転致死傷

カ 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱

キ 無免許運転等

ク 飲酒運転

ケ 麻薬等運転

コ 過労運転

サ 妨害運転（著しい交通の危険）又は妨害運転（交通の危険のおそれ）（以下「妨害運転」と総称する。）

シ 車両の使用制限命令違反

- (2) 事業所等の自動車の使用者が、法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による公安委員会の指示を受けた場合

- (3) 事業所等の自動車の使用者が、法第74条の3第1項又は第4項の規定により安全運転管理者等を選任する義務があるにもかかわらず選任していない場合

- (4) 事業所等の自動車の使用者が、法第74条の3第5項の規定により安全運転管理者等の選任又は解任を届け出る義務があるにもかかわらず届け出ていない場合

- (5) 事業所等の自動車の使用者（安全運転管理者、運行管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。以下この(5)及び後記第7において「使用者等」という。）が、法第75条第1項に規定する自動車の使用者等の義務違反により検挙された場合
- (6) 安全運転管理者等を選任している事業所等の自動車の使用者が、年度末日までに当該年度の安全運転管理者等講習を全ての安全運転管理者等に受講させなかった場合
- (7) その他交通総務課長が特に必要と認める場合

#### 第4 実施所属

交通安全指導を実施する所属（以下「実施所属」という。）は、対象事業所等の所在地を管轄する警察署とする。

#### 第5 実施体制

##### 1 実施責任者

- (1) 実施所属に、交通安全指導実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置く。
- (2) 実施責任者は、交通課長（地域交通課長を含む。）をもって充てる。
- (3) 実施責任者は、管内の対象事業所等を把握し、交通安全指導に関する事務を統括管理するものとする。

##### 2 実施担当者

- (1) 実施所属に、交通安全指導実施担当者（以下「実施担当者」という。）を置く。
- (2) 実施担当者は、交通課（地域交通課を含む。以下同じ。）の警部補の階級にある警察官のうちから、警察署長（以下「署長」という。）が交通安全指導に必要な経験及び知識を有すると認めて指定する者をもって充てる。
- (3) 実施担当者は、実施責任者の指揮を受け、交通安全指導を実施するものとする。

##### 3 実施補助者

- (1) 実施所属に、交通安全指導実施補助者（以下「実施補助者」という。）を置く。
- (2) 実施補助者は、交通課の警察官のうちから、実施責任者が指定する者をもって充てる。
- (3) 実施補助者は、交通安全指導に関する事務を補助するものとする。

#### 第6 対象事業所等の通報

- 1 署長は、対象事業所等を認知したときは、速やかに交通安全指導対象事業所等通報書（別記様式第1号。以下「通報書」という。）により、交通総務課長に通報するものとする。この場合において、対象事業所等が他の警察署の管轄区域内にある場合は、当該対象事業所等の所在地を管轄する署長に対しても同時に通報するものとする。
- 2 交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長は、対象事業所等を認知したときは、速やかに通報書を2部作成し、交通総務課長及び当該対象事業所等の所在地を管轄する署長に通報するものとする。

#### 第7 実施要領

- 1 実施責任者は、対象事業所等を認知したとき又は前記第6による通報があったときは、速やかに実施担当者に交通安全指導を実施させるものとする。
- 2 交通安全指導は、実施担当者が当該対象事業所等を訪問し、又は当該対象事業所等の使用者等を招致して、交通安全指導票（別記様式第2号。以下「指導票」という。）に基づき、次により実施するものとする。
  - (1) 当該対象事業所等における安全運転管理体制等の確認及び関係簿冊の閲覧
  - (2) 実施事由（交通安全指導を実施することとなった前記第3の(1)から(7)までのいずれかの事由をいう。）についての使用者等に対する質問
  - (3) 改善した方が良いと思われる事項についての具体的な指導及び助言
- 3 実施担当者は、前記第3の(6)に規定する事由により交通安全指導を実施するときは、対象事業所等の使用者に安全運転管理者等講習未受講理由書（別記様式第3号）の作成及び提出を求めるものとする。
- 4 実施担当者は、交通安全指導の際に改善するよう指導する事項があるときは、事後に当該指導事項への対応の有無について確認を行うとともに、必要に応じて継続して指導を実施するものとする。
- 5 実施担当者は、交通安全指導を行った結果、改善が認められた等の理由により交通安全指導を

完結する場合は、実施責任者に指導票の確認を受け、完結するものとする。

#### 第8 交通安全指導の内容の登録

実施担当者は、安全運転管理者を選任している事業所に対して交通安全指導を実施したときは、速やかに安全運転管理者等管理業務実施要領(平成29年3月27日例規(交総)第29号)第7の1の(1)に規定する事業所登録により指導内容について登録を行うものとする。

#### 第9 留意事項

- 1 対象事業所等への訪問又は使用者等の招致に当たっては、交通安全指導があくまでも任意に行うものであることから、強制にわたることのないよう十分配意するとともに、交通安全への理解と協力を得るように努めるものとする。
- 2 前記第7の2により作成した指導票は、実施所属において保管し、交通安全対策の推進の資料として有効に活用するとともに、その取扱いについては十分留意するものとする。

#### 第10 報告

署長は、交通安全指導に関連した特異な事案について認知したときは、その都度、電話により交通部長（交通総務課）宛てに報告するものとする。